

## 答申第233号（諮問第242号）

「〇〇市〇〇町〇〇の工作物についての関係書類一式」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第二部会

## 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年6月11日付けで、「〇〇市〇〇町〇〇の工作物についての関係書類一式」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表（あ）欄の文書（以下「本件公文書」という。）であると特定し、令和2年6月25日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書の一部を開示しない理由を別表（う）欄のとおり付して、請求人に通知した。

### 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和2年6月30日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和2年8月14日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

### 5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和2年9月30日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

### 6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和2年10月13日、本件審査請求に係る事

案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

## 7 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和2年11月6日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

また、実施機関は、条例第30条第4項の規定に基づく審査会からの求めに応じて、令和3年4月8日付けで追加の意見書を作成し、審査会に提出した。

請求人は、実施機関が提出した上記追加の意見書に対する意見として、条例第30条第4項の規定に基づく審査会からの求めに応じて、追加の意見書を令和3年5月6日付けで作成し、審査会に提出した。

## 第3 争点

本件処分で非開示とされた部分が条例第14条第2号、第3号又は第6号に該当するとした部分開示決定が妥当か。

## 第4 請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

請求人が「〇〇市〇〇町〇〇の工作物についての関係書類一式」を情報公開請求したところ、実施機関は、条例第14条第2号（個人情報）、同3号（法人等事業情報）、同6号（事務事業情報）に該当する」として、情報開示を拒み黒塗り箇所のまま部分開示決定をなしたので、上記決定を取り消し、公開決定を求める。

### 2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1) 審査請求書における主張要旨

ア 条例の解釈及び運用基準の前文では、情報の公開が原則であることをうたっている。例外的に県民のプライバシーや公共の利益の侵害にあたるもの限り、非開示にできるだけである。すなわち、原則開示の観点から、非開示にする場合はその理由を説明する責務を負う。

イ ところが、実施機関は部分開示と称して、一部黒塗りの文書を開示した。例外的に県民のプライバシーや公共の利益の侵害に関するかと判断したようだが、どこが原則開示の本来の目的を阻害するのか、その理由の説明がなされていない。

ウ また、法人にあっては公開による不利益がある場合は公開しないことができるとされているが、公開することによってどこが不利益にあたるのか説明がなされていない。むしろ公開することにより、行政の信頼性が担保されることにつながるはず。そうした比較衡量をしないまま、行政の一方的な解釈で原則開示のルールがねじ曲げられることがあってはならない。

エ 特に、調査票の地名・地番、建物の概要、建築確認等の取得の有無、事業聴取内容が全部黒塗りで非開示にされているが、これらは「個人情報、公共の利益の侵害」に該当するとはおよそ考えにくい。行政情報の原則開示の観点から、なぜ非開示と判断したのか、その理由を説明せよ。

## (2) 反論書及び意見書における主張要旨

### ア 条例の解釈について

条例の解釈及び運用の基準によると、原則開示のルールの下では、非開示情報に該当するとして例外的に非開示の決定がなされた場合は、その非開示決定の妥当性を立証する責任は実施機関が負うものであると記載されており、今回の実施機関の非開示決定処分は、その趣旨に反している。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第2号の解釈として、非開示理由の立証責任は実施機関にあり、「おそれ」についても「不開示理由の立証責任」として一般的抽象的な「おそれ」ではなく、具体的現実性を立証しなければならないとされている。条例より法律が優先するのは明白である。

### イ 非開示情報該当性について

#### (ア) 敷地地名・地番について

請求人は〇〇の違法建築物の調査を〇〇土木事務所に依頼し、〇〇土木事務所は調査するとの約束をして調査したのである。〇〇が施工した違反建築物はその土地の持ち主は誰なのか、誰が施工を指示し、完成させたのか等の調査結果を請求人に知らせる義務が実施機関にある。

また、土地、建物の所有者を明らかにすることはプライバシー侵害に当たらず、個人情報として何でも非開示とする実施機関の判断は情報公開法の目的から逸脱している。登記簿謄本は土地所有者が誰であるかを確認するためのものであり、個人を識別する情報であるというだけの理由なら、開示されないはずである。だが、実際には登記簿謄本は誰でも閲覧可能となっている。この理由の一つとして、土地の所有者を明らかにすることによって土地の適切な取引が促進されるとともに、他人に土地の権利を主張されない等の利益をもたらすことが多いと社会経済的に判断され、周知さ

れていることが挙げられる。このように一般的に誰でも手に入る情報は個人情報と言わない。

(イ) 建築確認等の取得の有無について

「建築確認概要書の閲覧等で取得可能」と主張するならば、開示しても問題ないはずだ。請求人は「建築物に当たるのではないか」と思い〇〇土木事務所に調査を依頼したのであって、「建築確認申請書が提出されている」とは一言も聞かされていない。どのような理由で、当該個人の権利利益を害するのか、具体的に立証する責任がある。

(ウ) 事情聴取内容について

個人名でなくとも役職等で個人が特定されるわけではないため、公開が可能である。個人名であっても、公務員の場合、管理職以上は公開しなければならない。また、〇〇土木事務所は誰が事情聴取したのか回答しなければならない。公務員がなした業務上の行為は個人情報に当たらない。

(エ) 建築物の概要について

条例第14条第3号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とある。請求人は、問題の建築物（擁壁）の写真を擁壁の下に住んだり、土地を所有している住民に見せたところ、生命・健康・生活及び財産の保護の観点から脅威を受けているとする住民からの依頼に基づき、この擁壁の設置に係る経緯や根拠等を調べるよう依頼されたため、しかるべき調査を〇〇土木事務所に依頼したものである。このため、本件請求には「ただし書」に示される正当な理由がある。現地の写真を見ると明らかなように擁壁に多数の水抜きパイプが設けてあり、大雨の時は、ここから雨水が大量に隣地（低地側）に流れ込んで浸水する。また、肝心の擁壁自体の強度もわからない。

この請求を通じて、行政側の立証責任を問うのが目的であるのだから、実施機関は全面的に開示をしなければならない。

実施機関は、どのようなことが想定され、どのような事実を困難にするのか、具体的現実性を立証しなければならない。

(オ) 現場写真について

土地所有者、建築物所有者が特定されただけで、どのような権利利益を害するのか、実施機関は具体的に説明する責任を有する。

(3) 追加の意見書における主張要旨

ア 請求人は、正確な事実を把握する必要があるため、当該公文書に記されて

ある事実の開示を求めている。「正確な事実の把握を困難にするおそれがある」ということは「今も調査中」と考えてよろしいのか。実施機関の意見は、調査対象者をかばい、第三者として不特定多数の県民らを性悪視した上での不当な非開示部分と非開示理由に過ぎない。

イ 実施機関の意見書は、審査会の求めに基づき提出されたものか不明である。実施機関は弁明書にて主張すべきであり、意味不明の意見書を後付けで乱発すべきでない。行政処分について「非開示部分」と「非開示理由」を追加することは、裁判で判決申し渡し後に理由を後出しすることと同じである。このような事を許せば、請求人が追加の意見書を提出してもさらに追加の意見書が提出されることも予想される。この意見書なるものを採用することは許されるものではない。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書、実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）及び追加の意見書によると、おおむね以下のとおりである。

### 1 弁明書における主張要旨

#### (1) 条例の解釈について

ア 条例第13条は「次条に規定する場合を除き、開示請求人に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と定めている。

イ 条例第14条では「開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合は、当該公文書を開示してはならない。」と定めている。

ウ 同条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を定めている。なお、当該情報には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる。照合の対象となる「他の情報」としては、公知（周知）の情報や、法務局などの公共機関で一般に入手可能な情報が含まれ、また、何人も開示請求ができることから、本件に関し請求者が既に知り得ている情報も含まれると解する。ただし、公務員等の職務の遂行に係る情報で、当該公務員個人の権利利益を不当に侵害するおそれのない情報は、非開示情報とならない。

エ 同条第3号は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を定めている。

オ 同条第6号は、県の機関等が行う事務に係る情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情

報を定めている。

(2) 公文書を部分開示とした理由

本件請求に係る公文書として特定した各文書に記載されている以下の情報を、条例第14条第2号、第3号、及び第6号に該当する情報として、条例第15条第1項の規定により、当該部分を除いた部分につき開示した。

ア 条例第14条第2号該当性について

(ア) 敷地地名・地番について

公にすることにより、登記簿謄本の取得等で一般的に入手可能な情報と照合して、土地所有者等の特定の個人を識別することが可能となるため、非開示とした。

(イ) 建築確認等の取得の有無について

公にすることにより、建築計画概要書の閲覧等で一般的に入手可能な情報と照合して、違法性が明らかでない建築（築造）主等の特定の個人を識別することが可能となる。また、建築確認等の手続に不備が有る場合、特定の個人にとって不名誉な事実を公にすることで、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、非開示とした。

(ウ) 事情聴取内容（個人名）

特定の個人を識別できる情報であるため、非開示とした。

(エ) 現場写真

公にすることにより、インターネット上に公開されている地図情報や、登記簿謄本の取得等で一般的に入手可能な情報と照合して、土地所有者等の特定の個人を識別することが可能となるため、非開示とした。

イ 条例第14条第3号該当性について

(ア) 敷地地名・地番について

公にすることにより、登記簿謄本の取得等で一般的に入手可能な情報と照合して、土地所有者等の特定の法人を識別することが可能となり、特定の法人について、違反建築物等の調査中の段階において、調査対象となっていることが公になることで、当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあるため、非開示とした。

(イ) 建築確認等の取得の有無について

公にすることにより、建築計画概要書の閲覧等で一般的に入手可能な情報と照合して、建築（築造）主等の特定の法人を識別することが可能となり、建築確認等の手続に不備が有る場合には、特定の法人にとって不名誉な事実を公にすることで、当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあるため、非開示とした。

(ウ) 事情聴取内容（法人名）

特定の法人を識別できる情報であり、違反建築物等の調査中の段階にお

いて、調査対象となっていることが公になることで、当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあるため、非開示とした。

(エ) 現場写真

公にすることにより、インターネット上に公開されている地図情報や、登記簿謄本の取得等で一般的に入手可能な情報と照合して、土地所有者等の特定の法人を識別することが可能となり、違法性が明らかでない建築物等の調査中の段階において、調査対象となっていることが公になることで、当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあるため、非開示とした。

ウ 条例第14条第6号該当性について

建築物の概要、事情聴取内容（個人名又は法人名を除く本文）及び今後の対応（予定）について、調査内容に係る情報を公にすることにより、今後、調査対象者が必要な情報を隠蔽したり、第三者から謂われのない誹謗中傷や圧力等を受けることが想定され、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非開示とした。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

(1) 敷地地名・地番について

前提として工作物が建築基準法に適合しないものかどうかまだ分からないという状況である。土地の表示は、〇〇市からの連絡による推測の情報で、測量も行われておらず、当該工作物と完全に一致しているかどうか不明であり、登記簿上の土地所有者は個人と法人が混在している。

違反建築物等についての調査を受けているという情報は、不利益、不名誉な情報で法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあり、条例第14条第3号に該当すると判断して非開示とした。

また、地番を公開すると、土地登記簿謄本等を法務局で入手することにより、誰でも土地所有者を知ることができる状況にあるため、容易に個人が特定される情報と判断して、条例第14条第2号に該当すると判断した。

(2) 建築物の概要について

関係者と思慮される者に報告を求めている状況で、現時点での行政の対応の情報を明らかにしてしまうことで、関係者が必要な情報を隠蔽し、その協力を拒み、又は県が利害関係者から不当な圧力を受けるおそれがある。その結果、今後の事務の公平公正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第14条第6号に該当すると判断した。

(3) 建築確認等の取得の有無について

調査中で関係者からの報告を待っている状況において、調査中の不正確な情



報が一般に認知されてしまうおそれがあることや建築確認等の取得状況についての情報を開示することにより、他の情報と照合することで個人が識別可能となるだけでなく、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第2号に該当すると判断した。同様に、法人名も特定がされてしまうため、条例第14条第3号に該当すると判断した。

#### (4) 事情聴取内容

##### ア 個人名及び法人名について

特定の個人の名前はその個人名が特定されるということで、条例第14条第2号に該当すると判断した。また、資源エネルギー庁のホームページ等で、太陽光発電設備の所有者が公開されており、個人名から法人についても特定できるようになることから、条例第14条第3号にも該当すると判断した。

##### イ 個人名及び法人名以外の部分

関係者に建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第5項の報告書の提出を依頼している状況において、行政の対応の情報を明らかにすることで、関係者から今後必要な協力や情報の提供を拒まれたり、利害関係者などの外部の者から反論や苦情などの圧力を受けることによって公平公正な事務の執行に関して支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第6号に該当すると判断した。

#### (5) 今後の対応について

関係者から報告を求めている状況において、行政の対応の情報を明らかにすることで、関係者が今後必要な協力や情報の提供を拒むこと、又は利害関係者などの反論や苦情など外部からの圧力によって公平公正な事務の執行に関して支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第6号に該当すると判断した。

#### (6) 現場写真について

場所等が特定されると、法務局で公図や登記簿謄本を入手し、所有者を特定できる。また、地上にある太陽光発電設備の所有者が公開されており、個人名、法人名が特定されることから、条例第14条第2号及び第3号に該当すると判断した。

### 3 追加の意見書による主張

非開示部分のうち、敷地地名・地番、建築確認等の取得の有無及び現場写真について、調査内容に係る情報を公にすることにより、今後、調査対象者が必要な情報を隠蔽したり、第三者から謂われのない誹謗中傷や圧力等を受けることが想定され、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非開示理由として条例第14条第6号を追加する。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「違反建築物等（建築物・工作物・許可条件）調査票」及び「現場写真」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、条例第14条第2号本文、第3号ただし書及び第6号に該当するとして本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、処分の取消し及び非開示部分の開示を求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味し、本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 条例の定めについて

#### (1) 条例第14条第2号について

ア 条例第14条第2号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示請求に係る公文書を開示してはならない旨を規定している。

イ 同号本文前段が規定する「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）には、個人の内心、身体、身分、地位その他の個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。

また、同号本文前段では、個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接関わる権利であるため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別できるものは、原則として非開示とする方式を採用している。ここでいう特定の個人を識別できるものの範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であると解する。

ウ 同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 人の生命、健康、生活又は財

産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するときであっても当該情報を開示しなければならない旨を規定している。同号ただし書口の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、それを開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならない。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活及び財産の保護についても保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であると解する。

(2) 条例第14条第3号について

条例第14条第3号ただし書は、同号イ及びロに該当する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については開示する旨を定めている。同号イでは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示とする旨を規定している。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められると解する。

(3) 条例第14条第6号について

条例第14条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については非開示としなければならない旨を定めており、各機関に共通する事務をイからホまでで例示列挙したものである。

ここで、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定又はその趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められると解する。

また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性

が要求されると解する。

### 3 本件公文書に記載された情報について

実施機関の説明によると、本件公文書の各項目には、建築物等の調査における調査段階の暫定的な記載が含まれているとのことであった。また、敷地地名・地番について、調査対象の建築物等の所在地と記載されている敷地地名・地番が完全に一致しているか不明であり、かつ、登記簿上の土地所有者は、個人と法人が混在している状況であるとのことであった。

審査会で確認したところ、実施機関の説明内容を疑うべき事情は特段認められなかった。

### 4 非開示情報該当性について

#### (1) 敷地地名・地番について

敷地地名・地番に記載された大字以下の地番が、条例第14条第2号及び第3号イに該当するとして非開示とされていることから、各号の該当性についてそれぞれ判断する。

##### ア 条例第14条第2号の該当性について

登記簿上の土地所有者が個人である場合、個人所有の土地に係る敷地地名・地番を開示することより、登記簿の取得が可能となり、登記簿等と照合することで、当該土地を所有する個人の氏名が明らかになる。このため、個人情報に該当し、個人を識別することができるものであるといえる。

したがって、登記簿上の所有者が個人である土地の敷地地名・地番については、条例第14条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

##### イ 条例第14条第3号イの該当性について

登記簿上の土地所有者が法人である場合、法人所有の土地に係る敷地地名・地番を開示することで、登記簿等と照合することにより、当該土地を登記簿上所有している法人を特定することができる。公文書の標題が「違反建築物等（建築物・工作物・許可条件）調査票」となっているところ、本件公文書には調査段階の暫定的な記載が含まれていることから、当該土地を所有する法人が特定された場合、その記載を見た者が、調査中の暫定的な記載に基づき当該法人が違反建築に関与しているとの印象を抱き、その結果、当該法人の名誉、信用が毀損され、営業上の支障が生ずることや、批判ないし非難を受けることで正常な業務が阻害されるおそれがあると認められる。このた

め、登記簿上で土地の所有者とされる法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、登記簿上の所有者が法人である土地の敷地地名・地番については、条例第14条第3号イに該当し、同号ただし書に該当する事情も認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

## (2) 建築物の概要について

用途及び構造についての記載が非開示とされているところ、既述のとおり、本件公文書には調査段階の暫定的な記載が含まれているため、本件公文書を開示することにより、調査対象物件に対する行政の調査段階における暫定的な評価が詳らかになるため、その結果、調査の密行性が害されるほか、関係者が必要な情報を隠蔽し、又はその後の調査への協力を拒むなど、調査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。加えて、調査段階の暫定的な情報が開示されることで、今後の同種の調査において、関係者が調査段階の暫定的な記載が原因で批判ないし非難を受けることを恐れて、調査への協力が消極的になることが想定される。このような事態は、多様なアプローチにより調査の精度を高め、正確な事実を把握する必要がある建築物等の調査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすものといえる。

したがって、「建築物の概要」の記載は、条例第14条第6号本文に該当するため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

## (3) 建築確認等の取得の有無について

建築確認、検査済証及び許認可等についての有無に関する情報が非開示とされているところ、既述のとおり、本件公文書には調査段階の暫定的な記載が含まれているため、本件公文書を開示することにより、調査段階における行政の調査状況が詳らかになるため、その結果、調査の密行性が害されるほか、関係者が必要な情報を隠蔽し、又はその後の調査への協力を拒むなど、調査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。加えて、調査段階の暫定的な情報が開示されることで、今後の同種の調査において、関係者が調査段階の暫定的な情報が原因で批判ないし非難を受けることを恐れて、調査への協力が消極的になることが想定される。このような事態は、多様なアプローチにより調査の精度を高め、正確な事実を把握する必要がある建築物等の調査事務の性質上、今後の調査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすものといえる。

したがって、建築確認等の取得の有無に関する記載は、条例第14条第6号

本文に該当するため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 氏名及び事情聴取内容について

事情聴取の相手方の氏名及び聴取内容が非開示とされているため、それぞれ非開示情報に該当するか検討する。

ア 条例第14条第2号の該当性について

事情聴取の相手方の個人の氏名については、個人情報に該当し個人を識別することができるため、条例第14条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当する事情は認められないため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 条例第14条第6号の該当性について

事情聴取の相手方の氏名以外の具体的な事情聴取の内容等については、審査会で見分したところ、個別具体的な調査事務に係る聞き取り内容や対応状況が記載されていた。

既述のとおり、本件公文書には調査段階における暫定的な記載が含まれているため、本件公文書を開示することにより、調査段階の確定的ではない情報及び行政の調査手法が詳らかになるため、その結果、調査の密行性が害されるほか、関係者が必要な情報を隠蔽し、又はその後の調査への協力を拒むなど、調査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。加えて、調査中の暫定的な記載が開示されることで、今後の同種の調査において、関係者が調査段階の暫定的な記載が原因で批判ないし非難を受けることを恐れて、調査への協力を消極的になることが想定される。このような事態は、多様なアプローチにより調査の精度を高め、正確な事実を把握する必要がある建築物等の調査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすものといえる。

したがって、具体的な事情聴取内容等については、条例第14条第6号本文に該当するため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 今後の対応（予定）について

今後の対応（予定）について非開示とされている。審査会で見分したところ、開示請求時点における行政の具体的な対応方針が記載されていた。

既述のとおり、本件公文書には調査段階における暫定的な記載が含まれているため、本件公文書を開示することにより、調査中の暫定的な評価に基づく行政の判断、方針等が詳らかになるため、その結果、調査の密行性が害されるほか、関係者が必要な情報を隠蔽し、又はその後の調査への協力を拒むなど、調

査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。加えて、調査中の暫定的な記載が開示されることで、今後の同種の調査において、関係者が調査段階の暫定的な記載が原因で批判ないし非難を受けることを恐れて、調査への協力に消極的になることが想定される。このような事態は、多様なアプローチにより調査の精度を高め、正確な事実を把握する必要がある建築物等の調査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすものといえる。

したがって、「今後の対応（予定）」欄記載事項については、条例第14条第6号本文に該当するため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### (6) 現場写真について

現場写真について非開示とされている。審査会で見分したところ、関係者や地域住民等の調査対象物件の所在地と関係を有する者においては、工作物の所在場所を特定することが可能な内容であった。

調査対象物件の所在地が分かった場合、関係者からの調査への協力を得られないだけでなく、脱法行為や必要な情報を隠蔽する等の不適切な行為を助長するおそれが認められる。このため、多様なアプローチにより調査の精度を高め、正確な事実を把握する必要がある建築物等の調査事務の性質上、今後の調査事務の円滑かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、現場写真については、条例第14条第6号本文に該当するため、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

### 5 追加の意見書の提出について

(1) 請求人は、追加の意見書を採用することは許されない旨を主張しているため、追加の意見書に記載された非開示理由を審査会の判断における考慮要素とすることの可否について検討する。

(2) 審査会は、審査の過程において、実施機関に対し、群馬県公文書開示審査会審議要領（平成18年審査会決定）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対し口頭での説明を求めたところ、非開示部分について条例第14条第6号に該当する部分がある旨の説明があった。そこで、請求人に反論の機会を付与し、当事者の公平を図るため、審査会は、実施機関に対し、条例第30条第4項の規定に基づき、条例第14条第6号を非開示理由として追加するのであれば意見書を提出するよう求めたところ、追加の意見書が提出されたものである。

(3) 行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項は、行政庁が許認可等

を拒否する処分を行う場合、当該処分の理由を同時に提示しなければならない旨を定めており、この趣旨は、行政機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによって、透明性を図り、処分に対する不服申立てに便宜を与えることを目的にしているものと解される。このため、情報公開において非開示理由の追加を無制限に認めれば、行政手続法及び条例の趣旨が没却される結果となりかねない。

(4) しかし、非開示理由の追加を一切認めないと解した場合、裁決後、非開示決定と当該処分を不服とする審査請求が繰り返されることが懸念される。一方、追加された非開示理由も含めて審議することにより、事案の効率的な解決を図ることができる場合もある。そこで、当審査会としては、審査請求人に実質的な不利益を与えるものと認められない場合には、非開示理由の追加も認めるべきであると解する。

(5) 本件において、実施機関からの意見書が提出された後、請求人に反論の機会を付与していることから、請求人に実質的な不利益を与えることはなく、行政手続法及び条例の趣旨に反することもないと考えられる。このため、追加の意見書に記載された非開示理由についても審査会の判断の考慮要素とした。

#### 6 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

#### 7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

## 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年10月13日	諮問
令和 2年12月25日 (第80回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)



令和 3年 2月10日 (第82回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 3年 3月 8日 (第83回 第二部会)	審議
令和 3年 7月29日 (第84回 第二部会)	審議
令和 3年 8月24日 (第85回 第二部会)	審議
令和 3年 9月30日 (第86回 第二部会)	審議
令和 3年10月14日	答申

(あ) 特定した公文書	(い) 開示しない部分	(う) 開示しない理由
違反建築物等(建築物・ 工作物・許可条件)調査 票	敷地地名・地番	【条例第14条第2号】 特定の個人を識別できるものであるため、又は、特定の個人を 識別することはできないが公にすることにより、なお、個人の権 利利益を害するおそれがあるため。
		【条例第14条第3号】 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ れがあるため。
	建築物の概要	【条例第14条第6号】 調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあるため。
	建築確認等の取得の有無	【条例第14条第2号】 特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、な お、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
		【条例第14条第3号】 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ れがあるため。
	事情聴取内容 (個人名又は法人名)	【条例第14条第2号】 特定の個人を識別できるものであるため、又は、特定の個人を 識別することはできないが公にすることにより、なお、個人の権 利利益を害するおそれがあるため。
		【条例第14条第3号】 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ れがあるため。
	事情聴取内容 (個人名又は法人名を除く 本文)	【条例第14条第6号】 調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあるため。
今後の対応(予定)	【条例第14条第6号】 調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすお それがあるため。	
現場写真	全体	【条例第14条第2号】 特定の個人を識別できるものであるため、又は、特定の個人を 識別することはできないが公にすることにより、なお、個人の権 利利益を害するおそれがあるため。
		【条例第14条第3号】 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ れがあるため。